

小規模社会福祉施設向け 防災システム

2009 年 4 月よりグループホームや老人ホームなどの社会福祉施設における
消防法施工令が一部改正され、

消火設備設置が義務化されました。

消防法の改正内容

改定事項	改 定 前	改 定 後
スプリンクラーシステム	延べ面積 1,000 ㎡以上 (平屋建て以外)	延べ床面積 275 ㎡以上に設置を 義務付け※32 条特例により免除あり
自動火災報知設備	// 300 ㎡以上	全ての対象施設に義務付け
火災通報装置	// 500 ㎡以上	全ての対象施設に義務付け
消火器設置	// 150 ㎡以上	全ての対象施設に義務付け
防火管理者	収容人員 30 人以上	収容人員 10 人以上の施設に 甲種防火管理者が必要。
消防検査	// 300 ㎡以上	全ての対象施設に義務付け

スプリンクラー設備導入には補助金が出ます。

施設の面積を 500 ㎡と仮定すると

$$\text{厚生労働省から} \quad \frac{500 \text{ ㎡}}{\text{施設面積}} \times \frac{9,000 \text{ 円}}{\text{補助金額}} = \frac{450 \text{ 万円}}{\text{支給額}} + \text{東京都からも補助金支給}$$

既存の小規模福祉施設の防火設備の整備に対して厚生労働省が
「地域介護・福祉空間整備交付金を給付しています。
積極的にご活用ください。

お見積り
無料

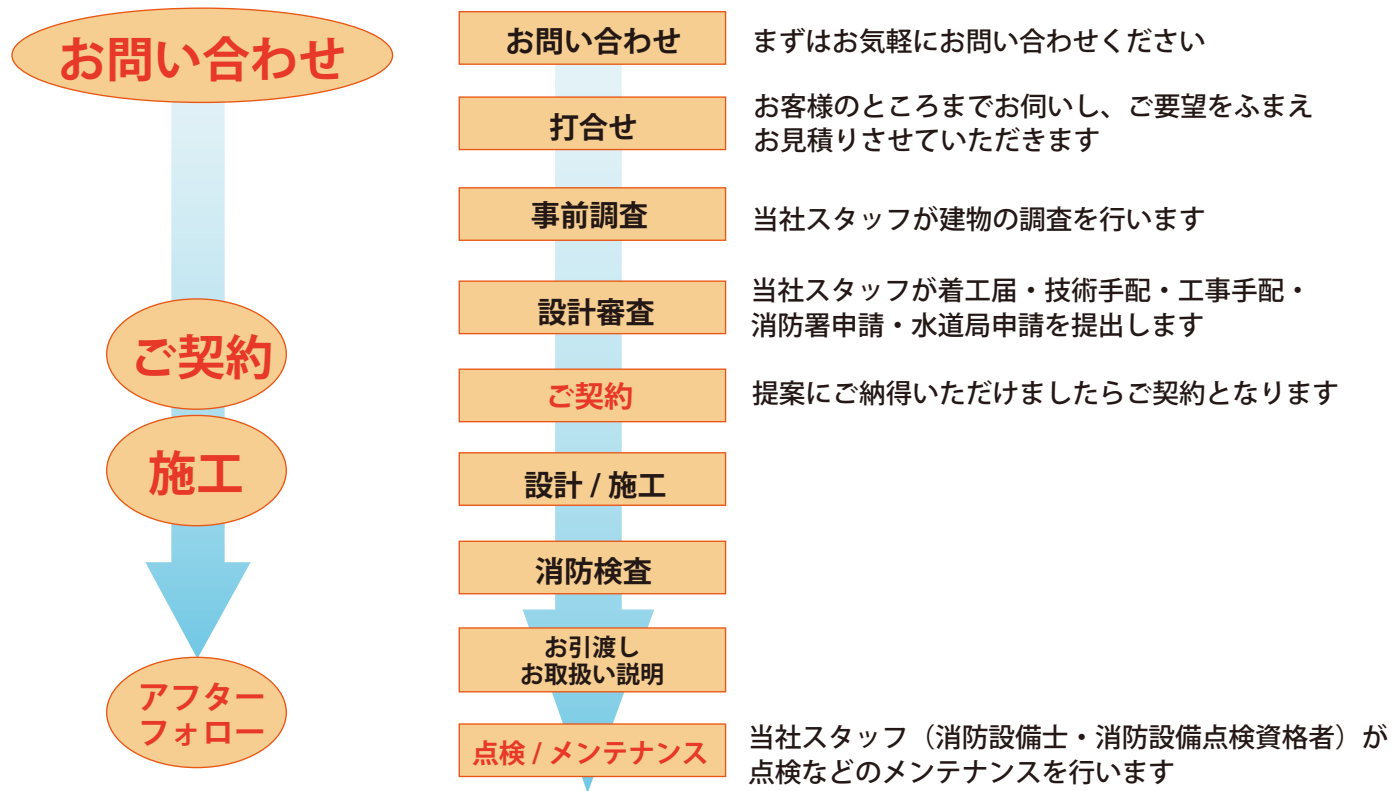
事前相談から水道事業者 / 消防署への報告書提出まで、全てお任せください。

補助金

対象設備		東京都	厚生労働省
		290 万円～ 470 万円	9,000 円 / ㎡
スプリンクラーシステム	275 ㎡以上	○	○
	275 ㎡以下	○	×
火災通報装置		○	×
自動火災報知設備		○	×
消火器設置		○	×
その他消防設備等		○	×
防災対象物品		○	×

対象施設：定員 29 人以下の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設
認知症高齢者グループホーム（厚生労働省）

お問い合わせからアフターフォローまで



Q & A 良くあるご質問

Q：本当に補助金内でできるのですか？

A：はい、補助金内で導入できるようにプランをお作りします。
(建物の構造等、諸条件で補助金額を超える場合もございます)

Q：工事期間はどのくらいかかりますか？

A：規模にもよりますが、3～4週間を目安としています。

Q：工事中の施設はどうしたら良いですか？

A：通常の施設運営をしたままで結構です。

Q：スプリンクラーが誤作動をすることはありますか？

A：現在は様々なタイプのスプリンクラーが開発され、誤作動は大幅に減りました
のでご安心ください。

Q：点検は必要ですか？していただけますか？

A：通常半年に一度の点検が必要です。
当社スタッフ（消防設備士・消防設備点検資格者）が責任を持って
点検をさせていただきます。

Q：保障などはありますか？

A：はい。当社では設備設置後1年間の保証をしております。

導入実績 CASE 1

グループホームA

方式：増圧ポンプ方式（湿式）

延べ床面積 590 m²

階 層 2 階

工事金額 ￥5,200,000

補助金支給額 ￥5,040,000

工 期 1 ヶ月



スプリンクラーポンプユニット設置状況



スプリンクラーポンプ専用ブレーカー



スプリンクラーヘッド設置状況



スプリンクラー主管バルブ



給水配管取出し口工事状況



末端試験弁設置状況